セゾンカード規約及び本特約をよくお読みのうえ大切に保管して下さい。

PARCOカード特約

第1条(カード名称)
株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が株式会社パルコ(以下「パルコ」という)と提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、ポイントカード機能部分はパルコが提供するカードをPARCOカード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)
お客様が、本特約、セゾンカード規約並びにPARCOポイントサービス規約(以下「ポイント規約」という)を承認し、当社とパルコ(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(PARCOポイントサービス)
本カードには、パルコの提供するPARCOポイントサービスが提供され、当該サービスは、パルコが定めるポイント規約に基づき提供されます。

第4条(カード規約)
本カードの内、クレジットカード機能部分については、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(会員資格の喪失)
1.セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追記いたします。
⑴⑩会員がポイント規約に基づき、PARCOポイントサービス対象資格を喪失したとき。
2.会員は、本カードの会員資格を喪失した場合、PARCOポイントサービス対象資格を喪失する場合があります。詳細はポイント規約に定めがあります。

第6条(本規約の変更等の準用)
セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

PARCOポイントサービス規約

第1条(利用規約)
1.PARCOポイントサービス規約(以下、「本規約」といいます)は、株式会社パルコ(以下、「当社」といいます)が、PARCOポイントサービス(以下「本サービス」といいます)を提供するにあたり、その諸条件を定めるものです。
2.第2条における本サービスの対象者が本サービスを利用されたときは、本規約に同意されたものとみなします。

第2条(本サービス対象者)
本サービスの対象者(以下、「サービス対象者」といいます)は、以下3つの対象者区分の該当者となります。
1.PARCOカード会員(株主優待カード除く)
2.POCKET PARCO利用者
3.PARCOメンバーズ会員

第3条(ポイントの付与・発行)
1.当社は、サービス対象者に対して、ご利用のサービスに応じたPARCOポイント(以下、「ポイント」といいます)を、原則としてそのサービス利用直後に付与・発行します。
2.ポイント付与・発行の対象となるサービス内容、ポイントの付与・発行数その他ポイント付与・発行の条件は当社が決定し、展開します。サービス対象者はそれに従うものとします。なお、当社は、当該付与・発行条件について、必要に応じ事前の通知なく変更することができます。
3.本規約に従って正当に付与・発行されたポイントが、プログラムの不具合等により、サービス対象者のポイント残高に正しく反映されなかった場合には、当社の判断によって相当なポイント残高に調整することができるものとします。
4.PARCOカードが再発行された場合は、当社の判断によって残存ポイントを引き継ぐことができるものとします。

第4条(ポイントの利用)
1.サービス対象者は、付与・発行されたポイントを、商品・サービスの購

入における値引きに利用することができます。
２.ポイントの利用場所(チャネル)、利用方法その他の利用条件については、当社所定の方法によりお知らせします。なお、当社は、当該利用条件について、必要に応じ事前の通知なく変更することがあります。

第5条(ポイント残高等の確認)

ポイントの残高等は、POCKET PARCOまたはPARCOメンバーズ上の「マイページ」他、当社指定の場所(チャネル)上で確認できます。

第6条(ポイントの有効期限)

１.２.にあげる「特典ポイント」以外のポイントの有効期限は、ポイントを獲得した日が属する年度の、翌年度2月末日までとします。ただし、本規約第９条に定める理由により、本サービスの提供が停止された場合、ポイントの有効期限に関わらずその時点をもってすべてのポイントが消滅するものとします。当社は、消滅したポイントに関して責任を負わないものとします。
２.「特典ポイント」については、別途、当社所定の方法によりお知らせする期間を有効期限とします。※最大60日間で、付与・発行対象サービスにより期間は異なります。

第7条(第三者によるポイントの利用)

当社に故意・重過失ある場合を除き、万一、本サービスにおけるIDおよびパスワードが第三者により使われ、ポイントが利用された場合でも、それらが登録されたものと一致することが確認されたときは、当該IDを持つサービス対象者自身による利用とみなし、利用されたポイントはお返しいたしません。

第8条(ポイントの譲渡の禁止)

サービス対象者は、自己が保有するポイントの第三者に対する利用、譲渡、権利の継承や、サービス対象者間でのポイントの共有はできません。また、相続による継承もできません。

第9条(本サービスの提供の停止)

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は予告なく本サービスの全部または一部の提供を停止、またはサービス対象者としての資格を喪失させることができるものとします。
１.サービス対象者が、本規約またはPARCOカード特約・クレジットカード会社等が定める利用規約またはPOCKET PARCO利用規約、PARCOメンバーズ規約、ONLINE PARCO利用規約に違反した場合
２.サービス対象者が、PARCOカード会員資格を喪失した場合
３.不正行為があったとき、または当社がサービス対象者として不適当と判断した場合
４.本サービス提供用の設備・機器、情報システムの設置、保守点検、改修、更新等の実施の場合
５.火災、停電、通信回線の不通等の事件・事故の発生の場合
６.地震、噴火、洪水、津波等の天災の発生の場合
７.戦争、動乱、暴動、騒乱等の不測の事態の発生の場合
８.その他、本サービスの提供が困難となる事態の発生の場合
※なお、当社の独自の判断にて、本サービスの利用が「個人」によるものと判断できない場合、本サービスの提供を停止させていただく場合がございます。
また、本サービス対象者資格を喪失した場合、PARCOカード会員資格を喪失する場合があります。

第10条(免責)

１.当社は、故意・重過失がある場合を除き、次の事由によりサービス対象者に生じた不利益・損害について、何ら責任を負いません。
⑴本規約の内容・適用、本規約の変更
⑵本サービスの内容、その廃止・追加、変更等
⑶本サービスの中止、利用制限
⑷サービス対象者の地位の喪失、利用停止
２.当社は、本サービスの利用に関し、サービス対象者と第三者との間で発生した紛争に　ついて、何ら責任を負いません。サービス対象者は、当該紛争が発生した場合、その旨を当社に報告するとともに、自らの責任と費用において、当該紛争を解決するものとし、当社に対し何ら迷惑・損害を与えず、万一、当該紛争に関し当社が賠償責任を負った場合には、当社に対しその損害を賠償します。

第11条(規約の変更)

当社は、本規約を変更すること及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を、当社が適切と考える方法でサービス対象者に周知することで、本規約の内容を変更できるものとします。対象者が本規約の変更後、本サービスを利用した場合、対象者は当該変更に同意したものとみなされます。

第12条(本サービスの変更・終了)

当社は、サービス対象者に当社が適切と考える方法で周知することで、

必要に応じ本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更を行うことがあり、また、本サービスを終了または停止することがあります。

第13条（その他）

本サービスに関して、本規約に定めのない事項は、第２条の対象者区分に基づき、PARCOカード特約・クレジットカード会社等が定める利用規約、POCKET PARCO利用規約、PARCOメンバーズ規約が適用されるものとします。

第14条（個人情報）

サービス対象者は、本サービスを利用することにより、当社のプライバシーポリシー（https://www.parco.co.jp/privacy/）にしたがってサービス対象者の個人情報が収集、利用及び提供されることを了承するものとします。

本規約は2019年10月23日（サービス開始日）より実施するものとします。

株式会社パルコ
2019年８月30日作成
2019年10月23日改定
2021年10月５日改定
2022年11月15日改定

セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約（PARCOカード）

第１条（目的）

(1) この「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」（以下「本特約」という）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が提供するネットサービス「Netアンサー」（以下「Netアンサー」という）の会員のうち、当社が認める当社の提携先（下記に定義する「本カード」の申込みの時点で、申込みの画面に当社が表示する先で、以下「本提携先」という）との提携カードで、かつ、NetアンサーのIDと紐付けされたもの（以下「本カード」という）を保有する方（以下「本会員」という）が、第１条(2)・(3)に定める方法により、ショッピングサービスを利用することを希望する場合に、当社が本カード情報を本提携先に連携する（以下「本情報連携」という）ことについて定めています。

(2) 本提携先が認める店舗（以下「本店舗」という）において、本提携先が提供するスマートフォン向けアプリケーション（以下「提携先アプリ」という）の機能を利用して、本会員のスマートフォン（以下「本端末」という）上に、本カードのクレジットカード番号及び有効期限（それらを総称して以下「本カード情報」という）に代わるものとして提携先が生成する情報（以下「本コード」という）を本端末に表示のうえ、本店舗に提示すること。

(3) 本提携先が認める通信販売サービスサイト（以下「本サイト」という）において、本提携先が提供するインターネット上での会員専用サイト（以下「提携先サイト」という）の機能を利用して、本カードのクレジットカード番号及び有効期限（それらを総称して以下「本カード情報」という）に代わるものとして提携先が生成する決済サービス（以下「本決済サービス」という）を選択のうえ、本サイトにて決済すること。

第２条（カード情報連携に関する指図の実行）

①前条の場合、本会員は、本提携先（その業務委託先を含む。本条において以下同じ）に対し、当社が本提携先に対し本情報連携（当社が指定する提携先アプリ及び提携先サイトを利用する場合、本カード情報のうち、いずれか又は両方が変更された際に自動で行われる情報連携を含む。）をするよう、当社に指図（以下「本連携指図」という）をすることを委託するものとします。

②本会員は、提携先アプリ及び提携先サイトを使用して本連携指図を行います。

③当社は、本会員による本カードの申込みを承諾した後、本提携先から本連携指図を受けた場合は、本カード情報を本提携先に提供することにより本情報連携を行います。

第３条（本特約の変更等）

セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）の規定は本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」と読み替えるものとします。

第４条（その他）

その他本特約に定めのない事項については、本カードの規約及びNetアンサーの利用規約が適用されます。

2022年11月15日制定

セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則（PARCOカード）

第1条（本特則の適用）

(1) この「セゾンカードレス決済・カード情報付与等に関する特則」（以下「本特則」という）は、株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が定める「セゾンカード規約」（以下「セゾンカード規約」という）、「セゾンNetアンサー規約」、「セゾンカードレス決済・情報連携に関する特約」（以下「情報連携特約」という）、及び「『セゾンPortal』利用規約」（以下、これらを総称して「関連規約」という）に加え、本特則を承認し、情報連携特約第1条（カード情報連携に関する指図の実行）に定める本カード（以下「本カード」という）のカード情報（セゾンカード規約第2条（カードの貸与）（1）に定めるカード情報であって、本特則第2条（カード情報の付与等）（1）に基づき付与するものをいい、以下「デジタルカード情報」という）を、当社が提供するアプリケーション・プログラム「セゾンPortal」（以下「本アプリ」という）の画面に表示することにより付与することを、本カードの申込みと同時に申込み、当社がこれを承諾した方（以下「デジタル会員」という）に適用されます。

(2) 本特則は、デジタルカード情報の利用条件を定めています。デジタル会員になろうとする方には、本特則がデジタルカード情報の付与及び利用に関する契約条件として適用されることに同意いただきます。本特則をご確認いただき、内容を理解のうえ同意いただいた方のみ、デジタルカード情報の付与を受け、ご利用いただけます。

(3) デジタル会員は、以下①から③に定めるいずれも満たす方であることを条件とし、当社はその方に対して本特則に基づくサービスを提供します。但し、本サービスの申込みの時点においては、以下④に定める条件についても満たす方であることを条件とします。

①本カードの有効な会員のうち、当社が認める者に提供するインターネットサービス「セゾンNetアンサー」の有効な会員の方

②本アプリの有効な利用者の方

③情報連携特約第2条（カード情報連携に関する指図の実行）に定める本連携指図を当社に委託し、当社が同特約第1条（目的）に定める本情報連携を実施した方

④情報連携特約第1条（目的）に定める提携先アプリ及び提携先サイトの有効な会員の方

第2条（カード情報の付与等）

(1) セゾンカード規約第2条（カードの貸与）の規定にかかわらず、当社は、デジタル会員に対して、当社がデジタル会員による本カードの申込みを承諾したときから336時間の間（24時間×14日）、セゾンカード規約第5条（カードのご利用）（3）に定める方法で商品購入等を行うため、デジタルカード情報を付与するものとし、デジタル会員は、デジタルカード情報を本アプリを通じて確認するものとします。

(2) デジタル会員については、関連規約その他当社が別途に定める規約における「セゾンカード」及び「カード」は、「デジタルカード情報」に適宜読み替え適用されます。

第3条（本アプリでの利用時の本人確認）

当社は、デジタル会員について、本アプリでのデジタルカード情報の閲覧その他本アプリでの本サービスの一部機能のご利用に当たり、パスコード又は生体認証機能による本人確認を行うものとし、当該確認をもってデジタル会員本人による利用として取り扱います。

第4条（カードの紛失、盗難等）

(1) デジタル会員には、デジタルカード情報を登録した端末を紛失し又は盗難された場合にも、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（1）に従い、当社への連絡、所轄の警察署へのお届け及び当社による調査にご協力いただくものとします。

(2) デジタル会員については、セゾンカード規約第16条（カードの紛失、盗難等）（2）②を以下のとおり読み替え適用するものとします。

（2）②①以外に、デジタル会員が関連規約に違反した場合。

(3) デジタル会員からデジタルカード情報を登録した端末の紛失又は盗難された旨のご連絡を当社にいただいたときは、当社は、デジタル会員に事前に通知することなく、デジタルカード情報の閲覧機能を一部停止することがあります。

第5条（カードの再発行）

セゾンカード規約第17条（カードの再発行）の規定にかかわらず、デジタル会員が紛失等（デジタルカード情報が登録された端末を紛失し又は盗難された場合を含む）によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、以下各号のとおりとします。

①デジタル会員が、紛失等によりデジタルカード情報が使用不能になった場合、当社所定の手続きをおとりいただき、当社が認めた場合、デジタルカード情報を再付与します。なお、デジタルカード情報の再付与に加え、当社が認めた場合、本カードを再発行します。この場合、当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。
②前号の場合、デジタル会員は、再付与されたデジタルカード情報を、本特則第２条(カード情報の付与等)(1)に定める方法で確認するものとします。

第６条(会員資格の喪失等)

以下各号のいずれかに該当したときは、本特則に基づくデジタルカード情報の確認をすることはできなくなります。
①デジタル会員がセゾンNetアンサー会員資格を喪失したとき。
②デジタル会員が本アプリの有効な利用者でなくなったとき。
③本特則第２条(カード情報の付与等)(1)に掲げる期間が経過したとき。

第７条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特則の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特則」と読み替えるものとします。

第８条(適用規約)

本特則に定めのない事項については、関連規約が適用され、両規定が重複する場合は、本特則を優先します。

2022年11月15日制定